

第18章 知的財産章

1. 知的財産章の概要

知的財産の保護（知的財産の種類毎の保護水準及び権利行使手続等）について規定。

本章は、商標、地理的表示、特許、意匠、著作権、開示されていない情報等の知的財産を対象とし、これらの知的財産の保護につき、WTO協定の一部である「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（TRIPS協定）には含まれていないより高度又は詳細な規律を含めている。また、これらの知的財産権の行使に関し、民事上及び刑事上の権利行使手続、国境措置等について規定。

2. 主要条文の概要

●第A節（総則）

○定義（第18.1条）

本章の規定の適用上、知的財産とは、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）第2部第1節から第7節までの規定の対象となる全ての種類の知的財産をいう旨を規定。

○目的・原則（第18.2条及び第18.3条）

知的財産権の保護及び行使は、創作者及び使用者の相互の利益となるように、かつ、社会的及び経済的福祉の向上をもたらす方法により、技術革新を促進すること並びに技術を移転し、及び普及することに資するべきであり、並びに権利と義務との間の均衡に資するべきである旨を規定。また、締約国は、国内法令の制定又は改正に当たり、公衆の健康及び栄養を保護し、並びに社会経済的及び技術的発展に極めて重要な分野における公共の利益を促進するために必要な措置を、これらの措置が本章の規定に適合する限りにおいてとることができるとともに、権利者による知的財産権の濫用の防止又は貿易を不当に制限し、若しくは技術の国際的移転に悪影響を及ぼす慣行の利用の防止のために必要とされる適当な措置を、これらの措置がこの章の規定に適合する限りにおいてとができる旨を規定。

○義務の性質及び範囲（第18.5条）

締約国は、本章の規定に反しないことを条件として、本章の規定により要求される知的財産権の保護及び行使よりも広範な保護及び行使を国内法令において

規定することができる旨、国内の法制及び法律上の慣行の範囲内で本章の規定を実施するための適当な方法を決定することができる旨等を規定。

○公衆の健康についての特定の措置に関する了解（第18.6条）

締約国は、TRIPS協定及び公衆の健康に関する宣言（いわゆる「ドーハ宣言」）に係る約束を確認する旨、特に、本章に規定する義務は、締約国が公衆の健康を保護するための措置をとることを妨げるものではないこと及び本章の規定は、同宣言の6の規定の実施に関する貿易関連知的所有権と健康との関係に係る解決策（いわゆる「ドーハ宣言パラ6システム」）の効果的な利用を妨げるものではないことを了解する旨等を規定。

○国際協定（第18.7条）

各締約国は、以下に掲げる協定を批准し、又はこれに加入する旨を規定。

- (a) 標章の国際登録に関するマドリッド議定書又は商標法に関するシンガポール条約
- (b) 特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約
- (c) 植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）
- (d) 著作権に関する世界知的所有権機関条約
- (e) 実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約

○内国民待遇（第18.8条）

各締約国は、本章に規定する全ての種類の知的財産権の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の締約国の国民に与える旨等を規定。ただし、本協定の著作権条項の規定が適用されない著作権及び関連する権利については、内国民待遇の例外とすることができます。

○既存の対象事項及び過去の行為についての本協定の適用（第18.10条）

本章の規定は、本協定の効力発生の日における既存の保護の対象であって、同日に保護されており、又は本章の規定に基づく保護の基準を満たすものについて義務を生じさせる旨、自国の領域において本協定の効力発生の日にパブリック・ドメインにあるものについては保護を回復することを要求されない旨、協定の効力発生日の前の前に行われた行為について義務を生じさせるものではない旨を規定。

○知的財産権の消尽（第18.11条）

本協定のいかなる規定も、締約国が知的財産権の消尽を国内の法制において

認めるかどうか又はいかなる条件の下で認めるかについて決定することを妨げるものではない旨を規定。

●第B節（協力）

○協力活動及び協力に係る自発的活動（第18. 13条）

締約国は、本章の規定の対象となる事項について協力するよう努める旨等を規定。

○特許に関する協力及び作業の共有（第18. 14条）

締約国は、それぞれの特許庁の間において調査及び審査の作業の共有及び利用を円滑にするために協力するよう努める旨等を規定。

○伝統的な知識の分野における協力（第18. 16条）

締約国は、知的財産の制度と遺伝資源に関連する伝統的な知識との関連性を認める旨、遺伝資源に関連する伝統的な知識に関する問題及び遺伝資源に関する問題についての理解を高めるために関連機関を通じて協力するよう努める旨等を規定。

●第C節（商標）

○商標として登録することができる標識の種類（第18. 18条）

いずれの締約国も、標識を視覚によって認識することができることを登録の条件として要求することができない旨等を規定。

○広く認識されている商標（第18. 22条）

各締約国は、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の使用が先行して存在する当該広く認識されている商標との混同を生じさせるおそれがある場合には、同一又は類似の商品又はサービスについて、広く認識されている商標と同一又は類似の商標の出願を拒絶し、又は登録を取り消し、及び使用を禁止するための適当な措置を定める旨等を規定。

○電子的な商標のシステム（第18. 24条）

各締約国は、商標を電子的に出願し、及び維持するためのシステム並びに商標の出願及び登録された商標に関する公に利用可能な電子的な情報システムを提供する旨を規定。

○商品及びサービスの分類（第18. 25条）

各締約国は、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定に適合する商標の分類に関する制度を採用し、又は維持する旨等を規定。

○ドメイン名の不法な占有（第18. 28条）

各締約国は、自国の国別コードにおける最上位のドメイン（ccTLD）のドメイン名の管理のための制度に関し、ドメイン名に関する統一紛争処理方針に定める原則に基づく適当な紛争解決手続を利用可能なものとする旨、ドメイン名の登録者の連絡先に関する信頼性のある、かつ、正確なデータベースをオンラインでの利用に供する旨、並びに少なくとも商標と同一又は混同を生じさせるほどに類似のドメイン名を登録し、又は保有する者が、利益を得る不誠実な意図を有する場合には、適当な救済手段を利用可能なものとする旨を規定。

●第D節（国名）

各締約国は、利害関係者に対し商品の原産地について消費者を誤認させるような方法で当該商品に関して締約国の国名を商業的に利用することを防止するための法的手段を確保する旨を規定。

●第E節（地理的表示）

○地理的表示の認定（第18. 30条）

締約国は、地理的表示が、商標、特別の制度又はその他の法的手段によって保護されることができることを認める旨を規定。

○地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続（第18. 31条）

締約国は、地理的表示の保護又は認定のための行政上の手続を定める場合には、過度の負担となる手続を課すことなく申請又は請求を処理する旨、申請又は請求の対象である地理的表示に対する異議申立ての手続を定める旨、地理的表示に与えられた保護又は認定の取消しについて定める旨等を規定。

○異議申立て及び取消しの根拠（第18. 32条）

締約国は、地理的表示が、既に行われた善意かつ係属中の出願又は登録の対象である商標若しくは既存の商標若しくは地理的表示であってその権利が当該締約国の法令に従って取得されたものと混同を生じさせるおそれがあること、関連する商品の一般名称として日常の言語の中で自国の領域において通例として用いられている用語であること等を根拠として、利害関係者が当該地理的表示の保護又は認定に対して異議を申し立て、及び当該地理的表示の保護又は認定の取消しを求めるることを認める手続を定める旨等を規定。

○複数の要素から構成される用語（第18. 34条）

締約国において地理的表示として保護される複数の要素から構成される個々の用語は、その関連する商品の一般名称である場合には、当該締約国において保護を受けない旨を規定。

○国際協定（第18. 36条）

締約国は、他の締約国又は非締約国が関係する国際協定に従って地理的表示を保護し、又は認定する場合において、事後の取消手続に代えて、利害関係者に対し、異議申立ての手続に参加する有意義な機会を提供する等の措置を行うことができる旨等を規定。

●第F節（特許及び開示されていない試験データその他のデータ）

○特許を受けることができる対象事項（第18. 37条）

各締約国は、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性のある全ての技術分野の発明（物であるか方法であるかを問わない。）について特許を取得することができるようすること、並びに公の秩序又は善良の風俗を守るために商業的な実施を自国の領域内において防止する必要がある発明等、一定の発明を特許の対象から除外することができること及び、微生物以外の植物を特許の対象から除外することができるが、植物に由来する発明については特許が与えられること、を確認する旨等を規定。

○猶予期間（第18. 38条）

各締約国は、発明の新規性又は進歩性の判断に際し、当該締約国の領域において出願の日の前12か月以内に特許出願人又は特許出願人から直接若しくは間接に当該情報を入手した者により公衆に開示された情報については考慮に入れない旨を規定。

○特許出願の公開（第18. 44条）

各締約国は、公開されていない係属中の特許出願を出願日又は優先権が主張される場合には優先日から18か月を経過した後速やかに公表するよう努める旨等を規定。

○特許期間の調整（第18. 46条）

各締約国は、締約国における特許の付与において不合理な遅延がある場合には、特許権者の要請があるときは当該遅延について補償するために特許期間を調整する旨等を規定。

○農業用の化学品のための開示されていない試験データその他のデータの保護
(第18. 47条)

締約国は、新規の農業用の化学品の販売承認を与える条件として、当該化学品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、当該新規の農業用の化学品の販売承認の日から少なくとも10年間、第三者がそのような情報又は当該販売承認に基づき、同一又は類似の製品を販売することを認めてはならない旨等を規定。

○不合理な短縮についての特許期間の調整 (第18. 48条)

各締約国は、効率的かつ適時に医薬品の販売承認の申請を処理するための最善の努力を払う旨、特許の対象となっている医薬品については、販売承認の手続の結果として生じた有効な特許期間の不合理な短縮について特許権者に補償するため、特許期間の調整を利用可能なものとする旨、この条の規定を引き続き実施することを条件として、条件及び制限を規定することができる旨、及び、有効な特許期間の不合理な短縮を回避する目的で、販売承認の申請のための審査を迅速に行うための手続を採用し、又は維持することができる旨を規定。

○規制上の審査に関する例外 (第18. 49条)

各締約国は、医薬品についての規制上の審査に関する例外を採用し、又は維持する旨を規定。

○開示されていない試験データその他のデータの保護 (第18. 50条)

締約国は、新規の医薬品の販売承認を与える条件として、当該医薬品の安全性及び有効性に関する開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、当該新規の医薬品の、販売承認の日から少なくとも5年間、そのような情報等に基づき、第三者が同一又は類似の製品を販売することを認めてはならない旨、新規の医薬品の販売承認を与える条件として、当該医薬品の先行の販売承認の証拠の提出を求める場合には、当該新規の医薬品の販売承認の日から少なくとも5年間、先行の販売承認に関連する証拠に基づき、第三者が同一又は類似の製品を販売することを認めてはならない旨、新規の適応症、新規の製剤又は新規の投与の方法を対象とする以前に承認された医薬品の販売承認の裏付けとして要求し、提出された新規の臨床上の情報に關し、少なくとも3年間（又は、承認されていない化学物質を含む新規の医薬品について少なくとも5年間）、第三者が同一又は類似の製品を販売することを認めてはならない旨規定するとともに、これらの規定にかかわらず、「ドーハ宣言」等に従い、公衆の健康を保護するための措置をとることができる旨を規定。

○医薬品の販売に関する措置（第18. 51条）

締約国は、医薬品の販売を承認する条件として、安全性及び有効性に関する情報を最初に提出した者以外の者が、以前に承認された製品の安全性及び有効性に関する証拠又は情報に依拠することを認める場合には、次のものを定める旨を規定。

- (a) 当該最初に提出した者以外の者が、医薬品の販売を求めていることを特許権者に通知し、又は特許権者が通知を受けることを認める制度
- (b) 侵害されていると申し立てられた製品の販売前に、(c) に規定する利用可能な救済手段を求めるための十分な期間及び機会
- (c) 承認された医薬品又はその承認された使用の方法が請求の範囲に記載されている適用される特許の有効性又は侵害に関する紛争を適時に解決するための手続（司法上又は行政上の手続等）及び迅速な救済措置（予備的差止命令又は同等の効果的な暫定措置等）

締約国は、上記に代わるものとして、特許権者の承諾又は默認を得ない限り、特許権者若しくは販売承認の申請者により販売承認に関する当局に提出された特許に関する情報に基づき又は販売承認に関する当局と特許官庁との間の直接の調整に基づき、医薬品が請求の範囲に記載されている特許の対象である医薬品の販売を求める第三者に販売承認を与えることを妨げる司法上の手続以外の制度を採用し、又は維持する旨を規定。

○生物製剤（第18. 52条）

締約国は、生物製剤である（又は含む）新規の医薬品の最初の販売承認に関し、最初の販売承認の日から少なくとも8年間、第18. 50条の規定を準用して実施することによる効果的な市場の保護について定めること、又はその代わりとして、最初の販売承認の日から少なくとも5年間、第18. 50条の規定を準用して実施すること、他の措置をとること、及び市場の環境が効果的な市場の保護にも寄与することを認めることにより、市場における同等の効果をもたらす効果的な市場の保護について定める旨を規定。ただし、本条の規定を、少なくとも、人間の病気等の予防・治療・治癒に用いられる、バイオテクノロジー工程によつて生産されるたんぱく質の（又は当該たんぱく質を含む）医薬品について適用する旨を規定。

○新規の医薬品の定義（第18. 53条）

第18. 50条の適用にあたっては、新規の医薬品とは、締約国で以前に承認された化学物質を含まない医薬品をいう旨を規定。

●第G節（意匠）

○保護（第18.55条）

各締約国は、意匠の十分かつ効果的な保護を確保するとともに、

- (a) 物品の一部に具体化された意匠
- (b) 物品全体との関係において当該物品の一部について特別に考慮された意匠のいずれかが、意匠としての保護対象となることを確認する旨を規定。

○意匠制度の改善（第18.56条）

締約国は、自国の意匠登録制度の質及び効率性を向上させること並びに意匠権の国境を越えて行われる取得の手続を円滑にすること（意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定を批准し、又はこれに加入することについて十分な考慮を払うことを含む。）の重要性を認める旨を規定。

●第H節（著作権及び関連する権利）

○著作権及び関連する権利（第18.58条、第18.59条、第18.60条及び第18.62条）

各締約国は、著作者、実演家及びレコード製作者に著作物の複製権、公衆への伝達に関する権利、譲渡権、放送権、録音・録画権等の権利を与える旨、他の締約国の国民である実演家及びレコード製作者並びに他の締約国の領域で最初に発行され、又は最初に固定された実演又はレコードに対して本章に定める権利を与える旨等、著作権及び関連する権利に関する基本的事項を規定。（なお、実演家及びレコード製作者の放送及び公衆への伝達に関する権利については、実演及びレコードに関する世界知的所有権条約第15条（1）及び（4）の規定による。）。

○著作権及び関連する権利の保護期間（第18.63条）

各締約国は、著作物、実演又はレコードの保護期間を計算する場合には、次のことを定める旨を規定。

- (a) 自然人の生存期間に基づいて計算される場合には、保護期間は、著作者の生存期間及び著作者の死の後少なくとも70年
- (b) 自然人の生存期間に基づいて計算されない場合には、保護期間は、次のいずれかの期間
 - (i) 当該著作物、実演又はレコードの権利者の許諾を得た最初の公表の年の終わりから少なくとも70年
 - (ii) 当該著作物、実演又はレコードの創作から25年以内に権利者の許諾を得た公表が行われない場合には、当該著作物、実演又はレコー

ドの創作の年の終わりから少なくとも 70 年

○著作権及び関連する権利の制度における適當な均衡（第 18. 66 条）

各締約国は、正当な目的（批評、意見、報道並びに教育、学問及び研究その他これらに類する目的等）を十分に考慮した制限又は例外等によって、著作権及び関連する権利の制度における適當な均衡を達成するよう努める旨を規定。

○技術的保護手段（第 18. 68 条）

各締約国は、次のいずれかの行為を行う者が本章に規定する救済措置について責任を負い、及び当該救済措置に従うことを定める旨を規定。

- (a) 保護の対象となる著作物、実演又はレコードの利用を管理する効果的な技術的手段を権限なく回避する行為であって、そのような行為であることを知りながら、又は知ることができる合理的な理由を有しながら行われるもの
- (b) 次の要件を満たす装置、製品若しくは部品について製造し、輸入し、若しくは頒布し、若しくは公衆にこれらの販売若しくは貸与を申し出、若しくは他の方法によりこれらを提供する行為又は次の要件を満たすサービスの提供を公衆に申し出、若しくは当該サービスを提供する行為
 - (i) 効果的な技術的手段を回避することを目的として、この (b) に規定する行為を行う者が販売を促進し、宣伝し、又は販売すること。
 - (ii) 効果的な技術的手段を回避すること以外の商業上意味のある目的又は用途が限られていること。
 - (iii) 効果的な技術的手段を回避するために主として設計され、生産され、又は提供されていること。

各締約国は、いずれかの者が、(a) 及び (b) に掲げるいずれかの行為において、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のために従事したことが判明した場合について適用する刑事上の手続及び刑罰を定める旨等を規定。

○権利管理情報（第 18. 69 条）

各締約国は、著作者、実演家又はレコード製作者の著作権又は関連する権利の侵害を誘い、可能にし、助長し、又は隠す結果となることを知りながら又は知ることができると合理的な理由を有しながら次に掲げる行為を権限無く行う者が責任を負い、及び本章に規定する救済措置に従うことを定める旨を規定。

- (a) 故意に権利管理情報を除去し、又は改変すること。
- (b) 権利管理情報が権限なく改変されたことを知りながら故意に権利管理情報を頒布し、又は頒布のために輸入すること。

(c) 権利管理情報が権限なく除去され、又は改変されたことを知りながら、故意に著作物、実演又はレコードの複製物を頒布し、頒布のために輸入し、放送し、公衆に伝達し、又は公衆により使用が可能となる状態に置くこと。

各締約国は、故意に及び商業上の利益又は金銭上の利得のために、(a)から(c)までに定める行為に従事したと判断される者について刑事上の手続及び刑罰を適用することを定める旨等を規定。

●第 I 節（権利行使）

○一般的な権利行使（第 18. 71 条）

各締約国は、本章が対象とする知的財産権の侵害行為に対し効果的な措置（侵害を防止するための迅速な救済措置及び将来の侵害を抑止するための救済措置を含む。）がとられることを可能にするため、本節に規定する権利行使の手続を自国の法令において確保する旨等を規定。

○権利行使（民事関連）（第 18. 72 条～第 18. 75 条）

次の内容を含む民事関連の権利行使一般についての規律を規定。

- ①知的財産の権利行使に関する訴訟・行政手続の判決・決定の公開等に関する規定等（第 18. 73 条）
- ②権利侵害に起因する侵害者の利得を損害賠償額とする規定（当該利得が損害であると推定する規定で代替可能）（第 18. 74 条 5）
- ③著作権侵害・商標の不正使用事案の法定損害賠償又は追加的損害賠償（第 18. 74 条 6～第 18. 74 条 8）
- ④訴訟費用等の負担に関する事項等（第 18. 74 条 10、第 18. 74 条 11）
- ⑤知的財産権侵害事案における暫定措置に関する一般的な規律（第 18. 75 条）

○権利行使（刑事関連）（第 18. 77 条）

概要として次の内容を含む、刑事関連の権利行使についての規律を規定。

- ①商業上の利益・金銭上の利得のため行われる、又は著作権者等の市場における利益に実質的かつ有害な影響を有する重大な行為につき刑事罰を規定する（第 18. 77 条 1）
- ②登録商標の許諾を得ることなく商標を付したラベル又は包装の故意による輸入及び国内使用に対する刑罰規定（第 18. 77 条 3）
- ③映画盗撮についての刑罰規定（第 18. 77 条 4）
- ④故意による商業的規模の著作権又は関連する権利を侵害する複製及び商標

の不正使用を非親告罪とすること（ただし、著作権等の侵害については、その適用を著作物等を市場において利用する権利者の能力に影響を与える場合に限定することができる。）（第18.77条6）

○権利行使（国境措置関連）（第18.76条）

各締約国が、自国の領域に輸入される物品であって、不正商標商品、混同を生じさせるほどに類似の商標を付した商品若しくは著作権侵害物品である疑いのあるものの解放を停止し、又は留置するための申立てについて定める旨、また、各締約国が、税関手続の対象となる①輸入された物品、②輸出されようとしている物品、又は③通過物品であって不正商標商品又は著作権侵害物品である疑いのある物品に関し、自国の権限のある当局が、職権により国境措置を開始することができることを定める旨等を規定。

○営業秘密（第18.78条）

合法的に自己の管理する営業秘密が、その承諾なしに、公正な商慣習に反する方法により、他人（公的な企業を含む。）に対して公表されたり、他人によって取得又は使用されたりすることを防止するために、自然人及び法人が法的手段を有することを確保する旨規定。また、法令違反に関する証拠を提出するための合法的な開示を保護する締約国の措置に影響を及ぼすものではない旨を規定。

○衛星・ケーブル放送用の番組伝送信号の保護（第18.79条）

各締約国は、①装置又はシステムを、当該装置又はシステムが衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の合法的な配信業者の許諾を得ることなく当該信号を復号化することを補助するために使用することが意図されたものであることを知りながら、製造、組立て、変更、輸入、輸出、販売、賃貸又は他の方法による頒布及び②衛星放送用の暗号化された番組伝送信号の合法的な配信業者の許諾を得ないで当該信号が復号化されたことを知りながら、故意に当該信号を受信し又は故意に当該信号の更なる配信を行う行為を犯罪とし、また、民事上の救済措置を定める旨等を規定。

上記に加え、各締約国は、①機器がケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号の許諾を得ない受信に使用することが意図されたものであることを知りながら当該機器を製造又は頒布する行為及び②ケーブル放送用の暗号化された番組伝送信号を当該信号の合法的な配信業者の許諾を得ないで受信又は他の者による受信の補助をする行為につき、刑罰又は民事上の救済措置を定める旨等を規定。

○ソフトウェアの政府機関による利用（第18.80条）

各締約国は自国の中央政府の機関の知的財産権を侵害しないコンピュータ・ソフトウェアのみを使用するよう適切な法制を定める旨を規定。

●第J節（インターネット・サービス・プロバイダ）

・締約国は、正当なオンライン・サービスの継続的発展を円滑にする重要性を認め、オンライン環境における著作権侵害に対する権利者による効果的な行動を許容する権利行使の手続を定める。このため、各締約国は権利者が利用可能な法的救済方法を確保し、また、インターネット・サービス・プロバイダのための適切な免責を確立し、又は維持する旨を規定する。

・各締約国は、著作権の保護又は権利行使の目的において情報が要求される場合において、自国の法制に基づき、また、適正手続及びプライバシーの原則に整合するように、著作権侵害について法的に十分な主張を行った著作権者がインターネット・サービス・プロバイダからその保有する侵害者を特定する情報を迅速に得られるようにするための司法上又は行政上の手続を定める旨を規定。

●第K節（最終規定）

・本章上の義務の履行に関する経過期間や除外を規定。また、締約国は、経過期間中は本章上の義務により整合的でないよう既存の措置の改正を行ってはならず、又は新たな措置を採用してはならない旨等を規定。